



チマイベツ川水系流域治水協議会 での検討事項と進め方

北海道胆振総合振興局

●流域治水対策の検討

今回の協議会：検討着手を宣言するもの

水害リスクを把握した上で、関係機関（北海道、国、市町村）におけるハード・ソフト対策の事業計画等を確認し、流域治水対策（下記①～③）の具体的内容や対策予定箇所などを検討する。

- ①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策（河川整備など）
- ②被害対象を減少させるための対策（住まい方の工夫など）
- ③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策（防災資機材の備蓄など）

●流域治水対策の共有

各関係機関による対策検討（案）を踏まえ、流域で行う流域治水の全体像を共有する。

二級水系の流域治水プロジェクトの検討・策定にあたっては、一級水系（国土交通省）の取組を参考にしながら行うものとする。

●流域治水プロジェクトの策定・公表

想定する水災害リスクに対して、流域全体で取り組む対策を決定し、流域治水プロジェクトとして策定・公表する。

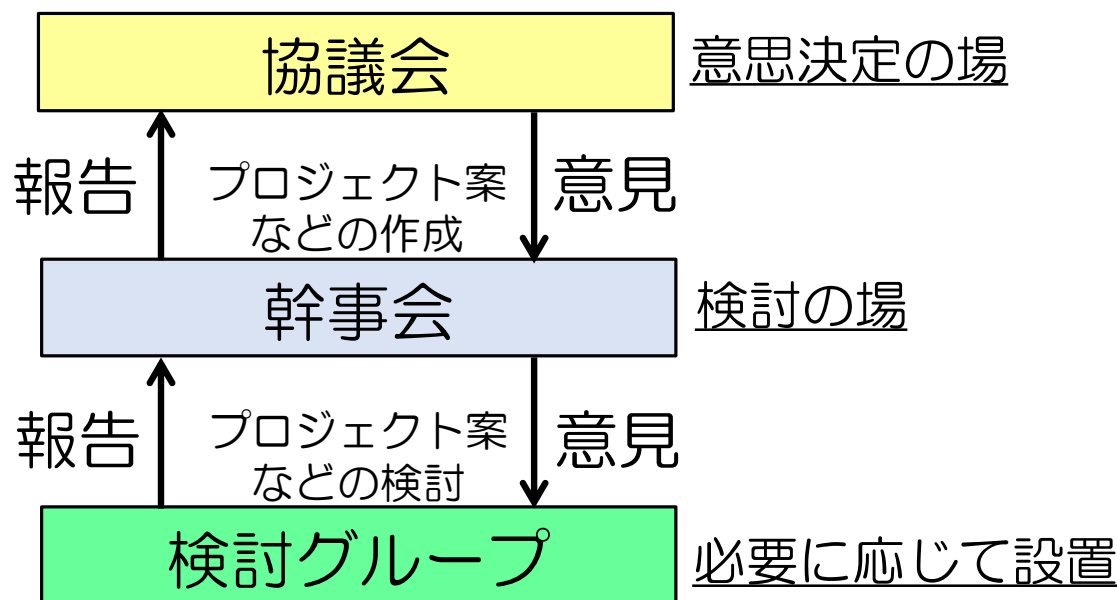
●流域治水プロジェクトの取組に関するフォローアップ

流域治水プロジェクトの取組に関するフォローアップを行い、想定する水害に対する防災・減災対策の加速化のための検討を行う。

流域治水協議会の進め方

- 流域治水協議会規約第3条（協議会の実施事項）
流域治水プロジェクトの審議、策定・公表、フォローアップ
- 協議会規約第5条（幹事会）
流域治水に関する検討などを行い、その結果を協議会に報告
- 幹事会の円滑な運営を図るため、流域治水に係る検討グループ（各関係機関の実務者レベルで構成）を設置することが出来る

流域治水協議会の体制イメージ





北海道

チマイベツ川水系流域治水プロジェクト

～室蘭市・伊達市の家屋及び農地を洪水から守る治水対策の推進～

【素案】

昭和48年8月洪水などにより甚大な被害が発生したチマイベツ川水系では、室蘭市・伊達市の家屋及び農地を洪水から守るために「流域治水プロジェクト」として以下の取り組みを推進していくことで、昭和48年8月洪水を踏まえた河川整備計画規模の洪水を安全に流下させるとともに、流域における浸水被害の防止・軽減を図る。

■ 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・河道掘削、放水路の整備等
- ・治山対策
- ・森林整備

※今後、関係機関と連携して対策を検討する

■ 被害対象を減少させるための対策

※今後、関係機関と連携して対策を検討する

■ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・途絶することのない河川情報システム網の構築

※今後、関係機関と連携して対策を検討する



昭和56年8月 水防活動状況



昭和56年8月 氾濫状況

- 凡例
- 堤防整備
 - 樹木伐開・河道掘削
 - 想定氾濫区域
 - 市街地(DID地区)
 - ↔ 北海道知事管理区間
 - 流域界
 - - - 市町村界

今後、関係機関と連携して流域治水対策を検討

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。